

給水装置工事申込書等の注意事項について

【注意事項】

No.	様式	注意事項
1	給水装置工事申込書（表面）	訂正は訂正印が必要です。欄外に指定工事事業者名、訂正した方の氏名、認印を押印してください。
2	給水装置工事申込書（表面）	水道使用開始予定日の未記入が多いです。工事の完了日や引渡し予定日を記載してください。
3	給水装置工事申込書（表面）	工事場所は代表地番のみ記載してください。
4	給水装置工事申込書（表面）	申込者のふりがな未記入が多いので注意してください。
5	給水装置工事申込書	事前に計画地の埋設照会を行い、既存の引込管や権利の有無を確認してください。申請後、既存の引込管や権利が発覚した場合は、追加の工事や分担金の還付などトラブルに発展するケースがありますので、注意してください。
6	給水装置工事申込書	他埋設物とトラブルが起きるのを避けるため、他埋設についても事前に調査をしてください。
7	給水装置工事申込書	先行引込管がある場合は、事前に通水の確認をし、図面に「通水確認実施済」と記入してください。
8	給水装置工事申込書	設計変更があった場合、遅滞なく変更図面を提出してください。
9	給水装置工事申込書	給水装置工事申込書は申込内容(表)、設計図(裏)の両面印刷で提出してください。
10	公図	給水申込時、分筆が完了していない場合は、確定測量図の写しを添付してください。分筆登記後、必ず分筆した公図を後日提出してください。
11	物品申込書・水道使用開始申込・中止届出書	口径変更で既存のメータがあり、新たにメータを出庫する場合は、例えばφ13を中止する中止届で1枚、φ20を開始する届で1枚、計2枚水道使用開始申込・中止届出書が必要になります。
12	しゅん工図	厚紙での提出をお願いします。
13	完了工事写真(宅地内)	管種・口径変更箇所、ヘッダー廻りの管種・口径・本数、立管の分岐箇所の管種・口径、止水栓交換状況、既設管との接続箇所、耐圧試験の写真が必要になります。
14	本舗装完了届	水ピンが確認できない場合があります。水ピンの写真の拡大写真を添付してください。

15	道路占用	事前に必ず道路照会や現地調査を行ってください。舗装構成や絶縁線・掘削規制の有無などについて確認してください。絶縁線がある場合は、舗装平面図に記載し、本復旧までの離隔を記載してください。
16	道路占用・道路使用	道路占用書類が2セット、道路使用書類が2セット必要になります。通行止めによる施工を行う場合は、これらの書類の他にう回路線図が2セット必要になります。
17	全体	道路使用や道路占用の許可日はいつかと問合せがあります。原則承認を受けてから、書類の訂正が無い状態で3週間になります。問合せのないよう、自社で日程管理してください。